



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) .. ページ

○ 規則

- *159 クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 (食品・生活衛生課) 1
- *160 興行場法施行条例施行細則の一部を改正する規則 (") 7

規 則

和歌山県規則第159号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則 (昭和25年和歌山県規則第68号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(営業の届出)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保健所長は、第1項の届出書を受理した場合において<u>クリーニング業法 (昭和25年法律第207号。以下「法」という。)</u>第5条の2の規定による検査を実施し、<u>クリーニング所の構造、設備が法第3条第2項又は第3項各号に掲げる措置を講ずるに適すると確認したときは、当該クリーニング所の営業者に別記第2号様式のクリーニング所開設届出済証を交付する。</u></p> <p>(指定洗濯物の消毒の方法)</p> <p>第3条 クリーニング業法施行条例 (平成14年条例第68号) 第11項イの規定により知事が別に定める指定洗濯物の消毒の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>塩素系薬剤消毒 (遊離塩素濃度が250ピーピーエム以上の塩素系薬剤水溶液中に摂氏30度以上で5分間以上浸し、かつ、その後においてもなお当該水溶液の遊離塩素濃度が100ピーピーエムを下回らないようにするものをいう。)</u></p> <p>(4) <u>界面活性剤消毒 (殺菌効果のある界面活性剤水溶液中に摂氏30度以上で30分間以上浸すことをいう。)</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>酸化エチレンガス消毒 (あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガスとこれを不活化する炭酸ガス等とを1対9の割合に混じたものを同時に注入し、大気圧に戻した後摂氏50度以上で2時間以上触れさせるか、又は1平方センチメートルにつき1キログラムまで加圧した後摂氏50度以上で1時間以上触れさせることをいう。)</u></p>	<p>(営業の届出)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保健所長は、第1項の届出書を受理した場合において<u>法第5条の2の規定による検査を実施し、クリーニング所の構造、設備が法第3条第2項又は第3項各号に掲げる措置を講ずるに適すると確認したときは、当該クリーニング所の営業者に別記第2号様式のクリーニング所開設届出済証を交付する。</u></p> <p>(指定洗濯物の消毒の方法)</p> <p>第3条 クリーニング業法施行条例 (平成14年条例第68号) 第11項イの規定により知事が別に定める指定洗濯物の消毒の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>酸化エチレンガス消毒 (あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガスとこれを不活化する炭酸ガス等と1対9の割合に混じたものを同時に注入し、常圧にもどすか又は加圧した後摂氏50度以上で1時間以上触れさせることをいう。)</u></p>

- (5) 石炭酸水消毒 (石炭酸水 (日本薬局方フェノール 2 分水98分) 中に摂氏30度以上で10分間以上浸すことをいう。)
- (6) クレゾール水消毒 (クレゾール水 (日本薬局方クレゾール石けん液 1 分水99分) 中に摂氏30度以上10分間以上浸すことをいう。)
- (7) ホルマリン水消毒 (ホルマリン水 (日本薬局方ホルマリン水 1 分水99分) 中に摂氏30度以上で10分間以上浸すことをいう。)

別記第1号様式及び別記1号様式の2を次のように改める。

別記第1号様式 (第1条関係)

(表)

クリーニング所開設届出書		年 月 日
保健所長 様		営業者氏名 (法人の場合はその名称及び代表者氏名)
下記のとおりクリーニング所を開設するので、クリーニング業法第5条第1項の規定により、必要書類を添えて届け出ます。		
記		
クリーニング所の名称		
クリーニング所の所在地		
開設予定年月日		
営業者	住所 (法人の場合は所在地) 氏名 (法人の場合は名称) 年 月 日生	
管理人	住所 氏名 年 月 日生	
従事者数		名
営業形態		1 リネンサプライ業 (繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済後は回収して洗濯し、さらにこれを貸与することを繰り返して行う営業) 2 取次業 (洗濯をしないで洗濯物の受取及び引渡しをする営業) 3 1及び2以外の営業
クリーニング業法第3条第3項第5号の厚生労働省令で指定する洗濯物の取扱いの有無		有 ・ 無
クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用の有無		有 ・ 無

注 クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受けこととなる場合にあっては、同条第4号及び第6号から第9号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載又は関係書類の添付を省略することができる。

添付書類

- 1 クリーニング所の構造、設備図面
- 2 営業者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し
- 3 従事者中にクリーニング師のある場合は免許証の写し
- 4 従事者の名簿 (氏名及び生年月日)
- 5 クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受けこととなる場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書面の写し

(裏)

クリーニング師名簿		(計 名)
番号	氏名	住所
	生年月日	登録都道府県、登録番号、登録年月日
1	年 月 日生	
2	年 月 日生	
3	年 月 日生	
4	年 月 日生	
5	年 月 日生	

別記第1号様式の2 (第1条関係)

(表)

無店舗取次店営業届出書	
年 月 日	
保健所長 様	
営業者氏名 (法人の場合はその名称及び代表者氏名)	
下記のとおり無店舗取次店を開設するので、クリーニング業法第5条第2項の規定により、必要書類を添えて届け出ます。	
記	
無店舗取次店の名称	
業務用車両の自動車登録番号又は車両番号	
業務用車両の保管場所	
営業区域	
営業開始の予定年月日	
業務用車両の構造の概要	
営業者 住所 (法人の場合は所在地) 氏名 (法人の場合は名称) 本籍 生年月日 電話番号	
従事者数	名
クリーニング業法第3条第3項第5号の厚生労働省令で指定する洗濯物の取扱いの有無	有 ・ 無
クリーニング業法規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用の有無	有 ・ 無

注 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、同条第3号、第5号及び第7号から第9号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載又は関係書類の添付を省略することができる。

添付書類

- 1 営業者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
- 2 従事者中にクリーニング師のある場合は免許証の写し
- 3 従事者の名簿 (氏名及び生年月日)
- 4 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面の写し

(裏)

クリーニング師名簿		(計 名)
番号	氏名	住所
	生年月日	登録都道府県、登録番号、登録年月日
	本籍	
1		
	年 月 日生	
2		
	年 月 日生	
3		
	年 月 日生	
4		
	年 月 日生	
5		
	年 月 日生	

別記第3号様式の2中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第160号

興行場法施行条例施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

興行場法施行条例施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行条例施行細則（昭和59年和歌山県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(営業許可の申請) <u>第3条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、興行場営業を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、変更がない事項の記載又は関係書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>(相続による地位の承継の届出) <u>第3条の2 略</u> 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) <u>戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し</u> (2) 略</p> <p>(合併による地位の承継の届出) <u>第3条の3 略</u></p> <p>(分割による地位の承継の届出) <u>第3条の4 法第2条の2第2項の規定により分割による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、別記第3様式の2による届出書を知事に提出しなければならない。</u> 2 前項の届出書には、定款又は寄附行為の写しを添付しなければならない。</p>	<p>(営業許可の申請) 第3条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>第3条の2 略 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) <u>戸籍謄本</u> (2) 略</p> <p>第3条の3 略</p>

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

興行場営業許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所
氏名年 月 日生(電話)
(法人にあっては、その名称及び事務所の
所在地並びに代表者の氏名及び年月日)

興行場の営業に係る許可を受けたいので、興行場法施行条例施行細則第3条の規定により申請します。

興行場の名称	
興行場の所在地	
興行場の種別	
構造設備の概要	
入場者定員	
営業開始予定年月日	年 月 日
臨時又は仮設興行場の場合はその期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事着手及び落成予定年月日	
第3条ただし書の規定の適用の有無	有 ・ 無
備考	

注 興行場法施行条例施行細則第3条ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあっては、変更がない事項の記載又は関係書類の添付を省略することができる。

添付書類

- 1 興行場の建物の各階、観覧席、喫煙所、売店、便所等その他諸設備の図面
- 2 空気環境設備の構造仕様書
- 3 電気設備の図面
- 4 申請者が法人の場合はその定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 5 興行場の敷地及び建物が他人の所有にかかわるものであるときは、承諾書、賃貸借契約書の写し
- 6 興行場敷地の見取図
- 7 興行場法施行条例施行細則第3条ただし書きの規定の適用を受けることとなる場合にあっては、興行場法第2条第1項の許可を受けて興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けたことを証する書面の写し
- 8 その他必要な書類

別記第2号様式 (第3条の2関係)

興行場営業相続承継届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所

氏 名

年 月 日生

下記のとおり興行場営業を承継したので、興行場法施行条例施行細則第3条の2第1項の規定により、届け出ます。

記

興行場の名称		
興行場の所在地		
興行場の営業許可 年月日及び番号	年 月 日 第 号	
被相続人との続柄		
被相続人	住所	
	氏名	
相続開始の年月日	年 月 日	
備考		

添付書類

- 1 戸籍謄本又は不動産登記規則 (平成17年法務省令第18号) 第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 2 他に相続人がある場合は、その全員の同意書

別記第3号様式 (第3条の3関係)

興行場営業合併承継届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 事務所所在地

名称

代表者の氏名

下記のとおり興行場営業を承継したので、興行場法施行条例施行細則第3条の3第1項の規定により届け出ます。

記

興行場の名称		
興行場の所在地		
興行場の営業許可 年月日及び番号		年 月 日 第 号
合併により 消滅し た法人	名称	
	所在地	
	代表者 の氏名	
合併年月日		年 月 日
備考		

添付書類

定款又は寄附行為の写し

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

別記第3号様式の2 (第3条の4関係)

興行場営業分割承継届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 事務所所在地
 名称
 代表者の氏名

下記のとおり興行場営業を承継したので、興行場法施行条例施行細則第3条の4第1項の規定により届け出ます。

記

興行場の名称		
興行場の所在地		
興行場の営業許可 年月日及び番号		年 月 日 第 号
分割前の 法人	名称	
	所在地	
	代表者の氏名	
分割年月日		年 月 日
備考		

添付書類

定款又は寄附行為の写し

附 則

この規則は、公布の日から施行する。